

官報 号外 昭和二十八年七

昭和二十八年七月二十日

同 横川 信夫君

ス連邦との間の協定の締結について  
承認を求めるの件

### 中共地域からの帰還者 爰養に關する特別委員

同日委員長から左の報告書を提出し  
た。

水害地緊急対策特別委員會  
會長  
益君

国立学校設置法の一部を改正する法律案可決報告書

卷之三十一

十一時二十九分開議  
(内閣提出、衆議院送付)

董事日程 第二十三号

昭和二十九年七月二十日

第一回 公認会計士法の一部を改正

する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

## 二 納税貯蓄組合法の一部を改

正月の遊行案（山野祭典 楽譜）

### 三 国税徵収法の一部を改正す

## る法律案（内閣提出、衆議院送

(委員長報告)

#### 四 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提

出、衆議院送付) (委員長報告)

## 五 旧令による共済組合等から

## の年金受給者のための特別措置

## 法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提

(出、衆議院送付)  
(委員長報告)

六 昭和二十三年六月三十日以

前に給付事由の生じた国家公務員夫婦組合法等の規定(二、三)

和二十八年七月二十日 參議院會議

昭和二十八年七月二十日 参議院会議録第二十四号 議長の報告

○第十六回 参議院会議録第一十四号

同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。	農業災害補償法の一部を改正する法律案
去る十五日労働委員長から提出した公職会開会承認要求に対し、議長は去る十七日これを承認した。	公職会開会承認要求書
鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案	鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案
炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案について	炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案について
一、公職会の問題 昭和二十八年七月二十二日、二十四日	一、事件の名称 電気事業及び石炭
右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条第二項により要求する。	鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案
昭和二十八年七月十五日 労働委員長 栗山 良夫	一、公職会の問題 昭和二十八年七月二十二日、二十四日
參議院議長河井彌八殿	右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条第二項により要求する。
西日本の水害に関する質問 主意書 (須藤五郎君提出)	右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条第二項により要求する。
去る十七日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条第二項により要求する。
地方公共団体の負担金の納付の特例	右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条第二項により要求する。
木船再保険特別会計法	木船再保険特別会計法
漁船再保険特別会計法	漁船再保険特別会計法
保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律	保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律
印刷局特別会計法等の一部を改正する法律	印刷局特別会計法等の一部を改正する法律
消防施設強化促進法	消防施設強化促進法
司法試験法の一部を改正する法律	司法試験法の一部を改正する法律
少年法及び少年院法の一部を改正する法律	少年法及び少年院法の一部を改正する法律
海上運送法の一部を改正する法律	海上運送法の一部を改正する法律
木船再保険特別会計法案	木船再保険特別会計法案
海上運送法の一部を改正する法律	海上運送法の一部を改正する法律
逃亡犯罪人引渡し法案	逃亡犯罪人引渡し法案
輸出信用保険法の一部を改正する法律	輸出信用保険法の一部を改正する法律
特需工場労働者等の地位改善に関する法律	特需工場労働者等の地位改善に関する法律
輸出信用保険法の一部を改正する法律	輸出信用保険法の一部を改正する法律
議院運営委員会	議院運営委員会
最上 英子君	石川 清一君
岡田 宗司君	岡田 宗司君
村尾 重雄君	村尾 重雄君
矢崎 三義君	矢崎 三義君
懲罰委員	懲罰委員
大谷 賢雄君	大谷 賢雄君
吉田 法晴君	吉田 法晴君
寺本 廣作君	寺本 廣作君
飯野 耕夫	飯野 耕夫
松方 義三郎	松方 義三郎
岩沢 岩沢	岩沢 岩沢
大谷 忠恭君	大谷 忠恭君
矢嶋 三義君	矢嶋 三義君
寺本 定義君	寺本 定義君
田畠 金光君	田畠 金光君
岡田 宗司君	岡田 宗司君
矢嶋 三義君	矢嶋 三義君
岡田 久藏君	岡田 久藏君
矢嶋 三義君	矢嶋 三義君
予算委員	予算委員
同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同
議院運営委員会	議院運営委員会
○議長(河井彌八君) これより本日の会議を開きます。	○議長(河井彌八君) これより本日の会議を開きます。
(情報文化局長 官外務事務官 林 謹君)	(情報文化局長 官外務事務官 林 謹君)
同 日議長から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したいので電波法第九同 日議長から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したいので電波法第九	同 日議長から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したいので電波法第九
十九条の三の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	十九条の三の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
記	記
同 日議長において、左の特別委員の補欠を許可した。	同 日議長において、左の特別委員の補欠を許可した。
水害地緊急対策特別委員	水害地緊急対策特別委員
同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同
寺本 廣作君	寺本 廣作君
吉田 法晴君	吉田 法晴君
大谷 賢雄君	大谷 賢雄君
矢崎 三義君	矢崎 三義君
同 日議長において、特別委員の補欠を許可した。	同 日議長において、特別委員の補欠を許可した。
水害地緊急対策特別委員	水害地緊急対策特別委員
同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同
白井 勇君	白井 勇君
武藤 常介君	武藤 常介君
同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同
去る十七日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は一昨十八日これを予算委員会に付託した。	去る十七日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は一昨十八日これを予算委員会に付託した。
昭和二十九年度特別会計予算	昭和二十九年度特別会計予算
昭和二十九年度政務関係機関予算	昭和二十九年度政務関係機関予算
同 日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同 日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
予算委員	予算委員
同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同
岡田 宗司君	岡田 宗司君
矢崎 三義君	矢崎 三義君
岡田 久藏君	岡田 久藏君
矢崎 三義君	矢崎 三義君
岡田 久藏君	岡田 久藏君
同 日人事院総裁浅井清君から本院議長宛、国家公務員法第二十八条の規定に基づく一般職の職員の給与についての報告及びその給与の改訂の勧告並びに同	同 日人事院総裁浅井清君から本院議長宛、国家公務員法第二十八条の規定に基づく一般職の職員の給与についての報告及びその給与の改訂の勧告並びに同
法第二十三条及び第六十三条の規定に	法第二十三条及び第六十三条の規定に

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、公安審査委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

去る八日、内閣総理大臣から、公安審査委員会設置法第五条の規定により、挾間茂君、広瀬豊作君を公安審査委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同意することに決しました。

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、運輸審議会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

去る十六日、内閣総理大臣から、運輸省設置法第九条の規定により、太田三郎君、松浦鶴君を運輸審議会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。大蔵委員長大矢平次郎君。

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、公安審査委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○議長(河井彌八君) 日程第一、公認会計士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第二、納稅貯蓄組合法の一部を改正する法律案、

日程第三、國稅徵收法の一部を改正する法律案、

日程第四、外國為替資金特別会計法の一部を改正する法律案、

日程第五、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案、

日程第六、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた國家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律案、

日程第七、昭和二十七年度における給与の改訂に伴う國家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案、(いづれも内閣提出、衆議院送付)

以上七案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。大蔵委員長大矢平次郎君。

「審査報告書は都合により附録に掲載」

公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第一百三号の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「五年以内」を「六年以内」に改める。

附 則

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 改正後の納稅貯蓄組合法第八条第一項の規定は、この法律施行後引き出される納稅貯蓄組合預金の利子について適用する。

国稅徵收法の一部を改正する法律案

納稅貯蓄組合法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月十六日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長河井彌八郎

第六条の前に次の章名を加える。

十二条の四第一項に依ル加算税額」

を削り、同条第七項中「前四項」の下

に「及第八項」を加え、同項の次に次

の二項を加える。

国稅徵收法の一部を改正する法律案

第三項ノ延滞加算税額ノ計算ノ基礎トナル滞納税額(滞納税額ノ一部)未満ナルトキハ第三項ノ延滞加算税額ハ第三項乃至第六項ニ拘らず当該延滞加算税額ノ計算ノ基礎トナル滞納税額及期間ニ応ジ政令ヲ以テ定ムル簡易延滞加算税額表ニ掲グル金額ニ依ル。

第三章ノ三の標題中「還付加算金」を「還付加算金等」に改める。

第三十一条ノ六第一項中「充當シタル日」の下に「(第三十一条ノ七ニ依リ支払ヲ為ス場合ニ在リテハ政府于テ其ノ支払ノ旨ノ通知書ヲ納稅義務者ニ発シタル日)」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ハ還付加算金ノ計算ノ基礎トナル過誤納額百円未満ナルトキハ之ヲ適用セズ当該過誤納額ニ百円未満ノ端数アルトキハ其ノ端数ハ之ヲ切捨ツ。

第三章ノ三中第三十一条ノ六の次に次の二条を加える。

第三十一条ノ七 過誤納金ノ還付金、還付加算金其ノ他此等ニ類ス

支払令ヲ以テ定ムル国税ニ關スルノ定ムル所ニ依リ郵政官署ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得  
大蔵大臣ハ前項ノ支払ニ必要ナル資金ヲ郵政大臣ノ指定スル出納官吏ニ交付スルコトヲ得

附 則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 改正後の國稅徵收法(以下「改正法」という。)第九条の規定は、この法律施行後徵收される延滞加算税額について適用する。

3 この法律施行の際改正法第九条第三項に規定する滞納税額が十万円未満である場合(前項の規定により改正法第九条第八項の規定の適用がある場合を除く。)においては、当該税額に係る延滞加算税額は、当該税額に係る延滞加算税額表に掲載する法律案

4 改正法第三十一条ノ六の規定に規定がある場合を除く。)においては、同条第三項から第六項までの規定にかかるわらず、当該延滞加算税額の計算の基礎となる滞納税額及び期間に応じ、政令で定める簡易延滞加算税額表に掲げる金額によつて行う。

5 所得税法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二十一条)による改正前の所得税法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次年法律第二十七号)第六十二条の

四第一項の規定による加算税額については、同条第三項に規定する利子税額及び加算税額とみなす。

6 改正法第三十一条ノ六第二項の規定は、この法律施行後生ずる過誤金について適用し、この法律施行前に生じた過誤金については、なお從前の例による。

7 改正法第三十一条ノ六の規定の適用については、当分の間、督促手数料及び延滞金は、滞納処分費とみなす。

〔審査報告書は都合により附録に入〕を、「積立金から生ずる収入及び附屬雑収入」に、「これを一般会計の歳入に繰り入れるものとする。」を「予算の定めるところにより一般会計の歳入に繰り入れる金額を除く外、これをこの会計の積立金として積み立てるものとする。」に改める。

第十四条の見出し中「補てん」を「処理」に改め、同条中「当該年度の一般会計の歳出をもつて補てん」を「前条に規定する積立金から補足」に改め、同条但書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の決算上の不足を同項の規定により補足することができないときは、翌年度において、一般会計から、その補足することができない金額に相当する金額を、予算の定めるところにより、この会計に繰り入れて補てんするものとする。

3 第十七条の見出しを「(余裕金及び積立金の預託)」に改め、同条に次の二項を加える。

第九条中「第十八条第二項恒書の規定による借入金の借入」を「積立金から生ずる収入、第十八条第二項恒書の規定による借入金の借入」に、「第十四条」を「第十四条第二項」に改める。

第十三条の見出し中「繰入」を「処理」に改め、同条中「及び附屬雑収入」を、「積立金から生ずる収入及び附屬雑収入」に、「これを一般会計の歳入に繰り入れるものとする。」を「予算の定めるところにより一般会計の歳入に繰り入れる金額を除く外、これをこの会計の積立金として積み立てるものとする。」に改める。

〔審査報告書は都合により附録に入〕を、「積立金から生ずる収入及び附屬雑収入」に、「これを一般会計の歳入に繰り入れるものとする。」を「予算の定めるところにより一般会計の歳入に繰り入れる金額を除く外、これをこの会計の積立金として積み立てるものとする。」に改める。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十八年七月十六日  
衆議院議長 涙 康次郎

よつて国会法第八十三条规定により送付する。

昭和二十八年七月十六日  
衆議院議長 涙 康次郎

参議院議長河井彌八郎

参議院議長河井彌八郎

参議院議長 涙 康次郎

昭和二十八年七月十六日  
衆議院議長 涙 康次郎

参議院議長河井彌八郎

参議院議長 涙 康次郎

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

この法律は、公布の日から施行し、第十三条の改正規定は、昭和二十七年度以後の決算上の剩余金の処理について適用する。

〔審査報告書は都合により附録に入〕を、「審査報告書は都合により附録に入」に、「第十四条」を「第十四条第二項」に改める。

第十三条の見出し中「繰入」を「処理」に改め、同条中「及び附屬雑収入」を、「積立金から生ずる収入及び附屬雑収入」に、「これを一般会計の歳入に繰り入れるものとする。」を「予算の定めるところにより一般会計の歳入に繰り入れる金額を除く外、これをこの会計の積立金として積み立てるものとする。」に改める。

〔審査報告書は都合により附録に入〕を、「積立金から生ずる収入及び附屬雑収入」に、「これを一般会計の歳入に繰り入れるものとする。」を「予算の定めるところにより一般会計の歳入に繰り入れる金額を除く外、これをこの会計の積立金として積み立てるものとする。」に改める。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十八年七月十六日  
衆議院議長 涙 康次郎

よつて国会法第八十三条规定により送付する。

昭和二十八年七月十六日  
衆議院議長 涙 康次郎

参議院議長河井彌八郎

参議院議長 涙 康次郎

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案



による共済組合の組合員である者（二十五年以上就業の定期職工に該当する者を除く。）が改正後の特別措置法第七条の二の規定による年金の支給を受けることとなる場合におけるその者に対する改正後の特別措置法第二十四条の規定の適用については、国家公務員共済組合法第四十条第一項の規定にかかるらず、同月から当該年金の支給を停止するものとする。

昭和二十八年七月一十日において改正後の特別措置法第二十四条後段に規定する共済組合の組合員である者（二十五年以上就業の定期職工に該当する者を除く。）についても、また同様とする。

前項の規定は、昭和二十六年一月一日において現に国家公務員共済組合法の規定による共済組合の組合員である者、又は改正後の特別措置法第二十四条後段に規定する共済組合の組合員である者で、二十五年以上就業の定期職工に該当するものについて準用する。これら対応する別表第一の仮定俸額を退職又は死亡時の俸給とみなして共済組合法の規定を適用して算定する年金の額を改定する。

前項の場合において、同項に規定する年金のうち共済組合法第九十四条の二の規定により同法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金とみなされた年金を含む。以下の「共済年金」という。）については、昭和二十八年一月分以後、その年金額を、その年金額の算定の基準となつた俸給（以下本条において「旧基礎俸給」という。）にそなして算定した額に改定する。

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十八年七月十六日  
衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井源八殿

遺族年金とみなされたもので、その支給の条件又は額の算定の基準が共済組合法の規定によるこれらとの年金と異なるものについては、大蔵省令で定めるところにより、これを共済組合法の規定によるこれらとの年金のうち当該条件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。

前項の規定により年金額を改定した場合において、その改定年金額が從前の年金額より少いときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

二 それぞれ旧陸軍共済組合、特別措置法第一条に規定する共済組合又は同法第二条に規定する共済組合が支給した年金の算定の例（その算定の際給月額に乘すべき月額については、同法第六条第三項の規定により改定された月数によるものとすると。）により算定した額

3 昭和二十二年六月三十日以前に給付事由の生じた共済年金で、同日以前に効力を有していた国家公務員の共済組合に関する命令の規定による共済組合の組合員（当該命令の規定による共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当する年金及び公務に因る傷病又は死亡を給付事由とする年金に関する部分の規定の適用を受ける者に限る。）であつた期間二十年以上の者に係るものにつけては、旧基礎俸給が三百六十円をこえるものを除き、その旧基礎俸給の一段階上位の別表第一の旧基礎俸給（旧基礎俸給が四十円未満の場合においては、その俸給額に五円を加えた額）を当該年金の旧基礎俸給とみなして第一項の規定を適用する。

4 昭和二十二年七月一日から昭和二十三年六月三十日までに給付事由の生じた共済年金で、その旧基礎俸給が、当該年金の給付事由が昭和二十二年六月三十日に生じたものとした場合における旧基礎俸給に相当する別表第一の旧基礎俸給の二段階（公務による傷病又は死亡を給付事由とする年金については、三段階）上位の別表第一の

ものについては第一号に掲げる額に、公務による傷病又は死亡を給付事由とするものについては第二号に掲げる額にそれぞれ改定する。

一 当該年金を共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金、廃疾年金又は遺族年金とみなして同法の規定を適用して算定した額

5 前項の規定により年金額を改定した場合において、その改定年金額が従前の年金額より多いときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

6 共済年金のうち公務による傷病を給付事由とするものについては、前五項の規定により改定された年金額が別表第二に定める障害の等級に対応する年金額（以下「別表第二の年金額」という。）に満たないときは、その年金額を、昭和二十八年四月分以後、別表第一の年金額に改定する。

二 前項第一号の場合において、同号の年金のうちにその支給の条件又は額の算定の基準について共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金と異なるものがあるときは、当該年金は、大臣の定めるところにより、共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該条件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。

3 前条第三項の規定は、第一項の年金で、同条第三項に規定する組合員であった期間二十五年以上の者に係るものについて準用する。

4 前条第五項の規定は、第一項若しくは第二項又は前項において準

用する前条第三項の規定による年金額の改定について準用する。

5  
前条第六項の規定は、第一項の  
年金のうち公務に因る傷病を給付  
事由とするものについて準用する。  
(費用負担)

〔醫用負担〕

のうち、國家公務員で左の各号に掲げる団体組合の組員である者がそれぞれ組合の総額の割合に応じて国庫及び当該団体組合の運営規則で定められたとする。

一 共済組合法第八十六条第一項  
に規定する地方職員を組合員と  
する共済組合 共済組合法第六  
十九条第一項に掲げる費用を負  
担する地方公共団体

日本專賣公社

日本国有鉄道法〔昭和二十三〕

年法律第二百五十六号) 第五十  
七条第二項に規定する共済組合  
日本国有鉄道

一 日本電信電話公社法(昭和二  
十七年法律第二百五十号)第八  
十条第二項に規定する共済組  
合 日本電信電話公社

1 この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年七月二十日 参議院会議録第二十四号 公認会計士法の一部を改正する法律案外六件

別表第一

障害の等級	年金額
一級	一一六、〇〇〇
二級	九四、〇〇〇
三級	七五、〇〇〇
四級	四一、〇〇〇
五級	二三、〇〇〇
六級	一七、〇〇〇
備考	障害の等級の区分については、大蔵大臣の定めることによる。

昭和二十七年度における給与の  
改訂に伴う国家公務員共済組合  
法第の規定による年金の額の改  
定に関する法律

(国家公務員共済組合法の規定に  
よる退職年金、廃疾年金及び遺族  
年金の額の改定)

第一条 昭和二十七年十月三十一日  
以前における俸給をもつての年金額の  
算定の基準とした国家公務員共済  
組合法(昭和二十三年法律第六十  
九号。以下「共済組合法」という。)  
の規定による退職年金、廃疾年金  
及び遺族年金(同法第九十四条の  
二の規定によりこれらの年金とみ  
なされた年金を含む。)について  
は、昭和二十八年十月分以後、そ  
の年金額を左の各号により算定し  
た額に改定する。

〔取扱〕  
和二十七年度における給与の改定に伴う國家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案  
内閣提出案は本院においてこれを決した。  
て国会法第八十三条により送付  
相二十八年七月十六日  
衆議院議長 堤 康次郎  
参議院議長河井彌八殿  
和二十七年度における給与の改定に伴う國家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

(国家公務員共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金の額の改定) 第二条 昭和二十七年十月三十一日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。)の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(同法第九十四条の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和二十八年十月分以後、その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

一 昭和二十六年九月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(第三号に規定する年金を除く。)については、昭和二十六年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十六年法律第三百八号。以下「昭和二十六年法律第三百八号」という。)の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額

二 昭和二十六年十月一日以後における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び

遺族年金については、その年金額の算定の基準となつた俸給に對応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額

三 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員

共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第一号)以下「昭和二十八年法律第一号」とい

う。)第一条の規定により改定された年金(次条第一項に規定する年金を除く。)については、そ

の年金額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給(同法第一条第五項の規定により從前

の年金額をもつて改定年金額と

したものについては、同条第一

項から第四項までの規定により

年金額を改定した場合において

その改定年金額の算定の基準となるべき同法別表第一の仮定俸給)に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額

二 前項第三号の場合において、同

法第九十四条の二の規定により同

法の規定による退職年金、廃疾年

金又は遺族年金とみなされたもの

で、その支給の条件又は額の算定

の基準が共済組合法の規定による

これらの年金と異なるものについて

は、大蔵省令で定めるところによ

り、これを共済組合法の規定によ

るこれらの年金のうち当該条件

又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。

3 前二項の規定により年金額を改定した場合において、その年金額が從前の年金額をもつて改定年金額とする。

4 第一項及び第二項の規定は、日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第五十一条第一項、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七

条第一項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)

第八十条第一項において適用する

共済組合法の規定による退職年

金、廃疾年金及び遺族年金につい

て準用する。

(公務に因る傷病又は死亡を給付

事由とする年金の額の改定)

第二条 共済組合法第九十条の規定

による年金のうち、公務に因る傷

病又は死亡を給付事由とするもの

については、昭和二十八年十月分以

以後、その年金額を、昭和二十八

年法律第一号第一項の規定によ

り改定された年金額の算定の基準

については、昭和二十八年十月分以

後、その年金額を、昭和二十八年

法律第一号第二条の規定により

改定された年金額に相当する年金に

ついては、昭和二十八年十月分以

後、その年金額を、昭和二十八年

法律第一号第二条第四項において準用する

同法第一条第六項の規定にお

いて準用する同法第一条第五項

又は同法第二条第五項において準用する同法第一条第六項の規

定により從前の年金額又は同条

第六項に規定する別表第二の年金額をもつて改定年金額としたもの

を改定した場合においてその改定

年金額の算定の基準となるべき同

条第一項の規定により改定され

た場合においてその改定年金額と

同法第一条第五項又は第六項の規

定により從前の年金額又は同条

第六項に規定する別表第二の年金額をもつて改定年金額としたもの

について、同条第一項から第四

項までの規定により年金額を改定

2 前条第三項の規定は、前項の規定による年金額の改定について準用する。

3 特別措置法第六条第一項第二号

金受給者のための特別措置法の規

定による年金額の改定による準用する。

(旧令による共済組合等からの年

金受給者のための特別措置法の規

定による年金額の改定)

第三条 旧令による共済組合等から

の年金受給者のための特別措置法

の規定により改定された公務に因

る傷病又は死亡を給付事由とする。

(昭和二十五年法律第一百五十六号)以下「特別措置法」という。)第六

条第一項の規定により改定され

た、又は同法第七条の二の規定に

より支給される退職年金、廃疾年

金及び遺族年金に相当する年金に

ついては、昭和二十八年十月分以

後、その年金額を、昭和二十八年

法律第一号第二条の規定により

改定された年金額に相当する年金に

ついては、昭和二十八年十月分以

後、その年金額を、昭和二十八年

法律第一号第二条第四項において準用する

同法第一条第五項の規定により

改定された年金額の算定の基準

については、昭和二十八年十月分以

後、その年金額を、昭和二十八年

法律第一号第二条第六項において準用する

同法第一条第五項の規定により

改定された年金額の算定の基準

については、昭和二十八年十月分以

後、その年金額を、昭和二十八年

法律第一号第二条第七項において準用する

同法第一条第五項の規定により

改定された年金額の算定の基準

については、昭和二十八年十月分以

3 前二項の規定による年金額の改定により増加する費用を負担する。但し、左の各号に掲げる共済組合が支給する年金の額の改定に因り増加する

費用は、当該共済組合の組合員

に掲げる団体の役員又は職員であ

る者がそれぞれ受けれる俸給の総額

の割合に応じて当該共済組合の運

営規則で定める割合に従つて国庫及び当該団体が負担するものとす

る。

國家公務員である者及び左の各号に掲げる団体の役員又は職員であ

る者がそれぞれ受けれる俸給の総額

の割合に応じて当該共済組合の運

営規則で定める割合に従つて国庫及び当該団体が負担するものとす

る。

4 第一条第三項の規定は、前項の規定による年金額の改定について準用する。

四 日本専売公社法第八十条第一項

に規定する地方職員を組合員と

する共済組合 共済組合法第六

十九条第一項に掲げる費用を負

担する地方公共団体

二 日本専売公社法第五十一条第

二項に規定する共済組合 日本

国有鐵道

三 日本国有鐵道法第五十七条第

二項に規定する共済組合 日本

電信電話公社

四 日本電信電話公社法第八十条

附則

1 この法律は、公布の日から施行

2 この法律の施行の際、現に特別

措置法の規定による年金の受給者

のうち、公務に因る傷病又は死亡

を給付事由とする年金を受ける権

利を有するもので、同一の事由に

より戦傷病者戦没者遺族等援護法

の規定により算定した額に改定する。

第四条 國庫は、第一項及び第二項の

(昭和二十七年法律第二百二十七号)

の規定による年金を受ける権利をあわせ有するものについては、この法律は、適用しない。

3 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正する。

て」を「又は昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員並びに済組合法等の規定による年金の類の改定に関する法律（昭和二十八年法律第一号）第三条の規定に準じて」に改める。

備考

一 昭和二十六年法律第三

百六号別表の仮定値線

定する年金額の算定の基

二十八年法律第一號別

### 表第一の仮定俸給(以下)

四、六〇〇円未満のとき

### 支給の復定期間等の一・

(田位未満の端数は、切り

指である)をこの表の仮定  
俸給とし、その仮定俸給

等が三三、六〇〇円をこ

給等の一・三倍に相当

する金額（円位未満の端

の表の仮定俸給とする。

## 二 第一章第一項第二号の規定による年金額の算定

の基準となつた俸給又は

昭和二十二年六月第一回

四、六〇〇以上三三

の俸給又は仮定俸給がこ

の表記載の類に合致しないものにつれては、その

直近多額の俸給に対応す

る」の表の假定借給によ

卷之三

法華經疏卷六

〔大矢半次郎君登壇、拍手〕  
○大矢半次郎君 只今議題となりました七法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先づ公認会計士法の一部を改正する法律案について申上げます。

本案は衆議院議員若狭英俊君は二十四名の提出にかかるものであります。昭和二十三年に公認会計士法が制定せられましたとき、計理士その他会計監査の専門家で公認会計士にふさわしい品位と能力を有する者に対しまして、公認会計士となる特別の途を開きますため、暫定的に二年を限つて特別試験制度が施行せられたのであります。そののち、この期間の満了いたします昭和二十六年になりますと、公認会計士の資格試験でありますところの第三次試験の受験資格者が余り多くないのと、特別試験を受験する資格のある優秀な学識経験者がなお多數存在いたしましたので、更にこの期間を二カ年延長いたしまして、今日に至つておるのであります。この期間が本年七月末を以て満了することになるのであります。然るに現在なお相当数の有能な適格者が存在することが考えられますので、受験者側の事情も考慮いたしまして、これらの適格者に引続かれ、別試験を受験する機会を与えますことは、公認会計士制度の円滑な運用を期する上に極めて望ましいものと考えられます。

る事になります。本案は、右のような  
事情に鑑みて、特別試験の施行期間を更に一年再延長しようとするものであります。

本案の審議に当たりまして、一委員と  
提案者並びに政府との間に次のような質疑が行われたのであります。即ち「今回の改正案について、公認会計士及び特別試験の受験資格者の双方から反対の陳情がある。提案者は、今回  
の改正は一ヵ年限りの延長であつて、これ以上は延長しないつもりなのか。それとも一応一ヵ年延長しておいて、模様によつては更にこれを延長するのか。  
どちらの考え方であるか」との質疑に対  
し、提案者から、「双方から反対の陳  
情のあることは事実である。併し提案者  
としては一ヵ年限りの延長を考えてい  
て、これを更に延長する考え方はない」  
との答弁がありました。又、「政府は  
一ヵ年延長の必要を認めるか」との質  
疑に対し、政府より「一ヵ年延長はや  
むを得ない」との答弁がありました。

その他の詳細は速記録によつて御承知  
願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべ  
くものと決定いたした次第であります。

次に納税貯蓄組合法の一部を改正す  
る法律案について申上げます。

現行制度におきましては、納税貯蓄組合員が納税組合預金を以て預け入れ  
た引継き特典を設けておりますこと  
を考慮いた

先の金融機関に委託して納税する場合のほかは、引出された部分に対する利子について所得税を課することになりますが、これを改めまして、委託納税以前の場合においても、一定の利付期間、これは政令で六ヶ月と定められていますが、これを改めまして、委託納税以前の場合においても、一定の利付期間、これは政令で六ヶ月と定められていますが、この期間内に引出された金額の合計額が五万円以下である場合には、その利子については課税しないこととして、納税貯蓄組合制度の普及に資しようというのであります。

本案の審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に国税徴収法の一部を改正する法律案について申上げます。

本案は、過誤納金の還付を促進するため、税務署所在地の納税者に対しても、もよりの郵便局において還付を行なうことができるることと共に、延滞税額の計算の簡素化を図るほか、滞納処分の事務の簡素化を図る等、所要の改正を行おうとするものであります。

本案の審議に当りましては別段の質疑もなく、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に外国為替資金特別会計法の一部

を改正する法律案について申上げま

りますと、外国為替資金特別会計にお

いては、毎会計年度の決算上剰余金が

ある場合は、一般会計の歳入に繰入れ

されることになつておりますが、外國為替

相場の変動等によつては、この会計に損

失を生ずることも考えられるのであり

まして、本案は、かかる事態に対処する

ために、毎会計年度の決算上の剰余金

については、予算の定めるところによ

つて、一般会計の歳入に繰入れる金額を

除き積立金として積立て、決算上不足

金を生じた場合は、この積立金から補

足し、補足しきれない場合は、翌年度

において補足することができない金額

の相当額を一般会計からこの会計に繰

入れて補填することとすると共に、こ

の積立金は余裕金と同様に資金運用部

に預託して運用することができるよう

にしております。

本案の審議は速記録によつて御承知願

いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論、採決の決

定を以て原案通り可決すべきものと決定

いたしました次第であります。

次に、旧令による共済組合等からの

年金受給者のための特別措置法及び國

家公務員共済組合法の一部を改正する

法律案について申上げます。

まず特別措置法の改正についてであ

りますが、改正点は第一に、現在、

旧陸海軍の共済組合、外地關係共済組

合等の組合員であつた者で、年金受給

権を有した者に対して、年金を支給す

ることとなつてゐるのであります。

本案は、昭和二十七年十一月一日に

旧令による共済組合等からの年金受給

者のための特別措置法の規定によりす

るに付し、國家公務員共済組合法及び旧

陸海軍の共済組合等からの年金受給

の規定による年金の特別措置に關する

法律案について申上げます。

本案は、昭和二十八年十月分以後、国家

公務員の現行給与水準に合せて改定し

たる年の額を、昭和二十八年十月分以後、国家

先づ委員長の報告を求めます。地方行政委員長内村清次君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

## 町村の警察維持に関する責任転移 の時期の特例に関する法律案

右の本院提案をここに送り  
昭和二十八年七月十六日

衆議院議長 堤 康次郎  
參議院議長 河井彌八殿

町村の警察維持に関する

## 移の時期の特例に関する法律

二十八年七月三十日までに警  
和二十七年十一月十一日から

(昭和二十二年法律第一百九十六)

維持しないことに決定した旨の

のあつた町村のうち、当該町村長

る責任の転移の時期を繰り上げ

旨を昭和二十八年八月二十日ま

に申請し、同年八月三十一日ま

その承認を得たものにつながる。

その整備維持に関する責任の転

同年九月一日に行われるものと

附則

この法律は、公布の日から施行する。

### 町村の警察維持に関する責任転

附  
則

昭和二十八年七月二十日 参議院会議録第二十四号 海上衝突予防法案

## 官報(号外)

「審査報告書は都合により附録に掲載」

右  
国会に提出する。

海上衝突予防法案  
昭和二十八年六月二十二日

内閣総理大臣 吉田茂

海上衝突予防法  
海上衝突予防法案

目次  
第一章 総則(第一条)  
第二章 燐火及び形象物等(第二条)  
第三章 航法(前文・第十七条)  
第四章 雜則(第二十八条・第三十二条)  
附則

(總則)

第一条 航洋船の航行できる海洋及びこれと接続する水域の水上にあらる船舶及び水上航空機は、この法律の規定を遵守しなければならない。但し、水上航空機にあつては、その構造が特殊なため燈火及び形象物の表示に関する規定を完全に遵守することができない場合は、事情の許す限り、これらの規定の趣旨に沿つてよろしく措置をとることをもつて足りる。

2 燐火に関する規定は、いかなる天気においても、日没から日出までの間遵守しなければならない。また、この間は、この法律に規定する燈火と誤認される燈火、この

法律に規定する燈火が視認されること若しくはその特性が識別されることを妨げる燈火又は適当な見張の妨げとなる燈火は、表示してはならない。

3 この法律における用語は、他の意味に解釈されることが明らかな場合を除き、左の各号の意味に用いるものとする。

一 「船船」とは、水上輸送の用に供する船舟類をいう。

二 「水上航空機」とは、飛行艇その他水上を移動することができる航空機をいう。

三 「動力船」とは、機関を用いて推進する船船をいう。

四 「機関」を用いて動力を用いていないときは、帆船とみなし、動力を用いている船船は、帆を用いているといふことにはかかわらず、動力船とする。

五 船船又は水上航空機の「航行中」とは、船船又は水上航空機が、水上にある場合であつて、停泊し、陸岸にけい留し、又は乗り揚げていないときをいう。

六 船体上の「高さ」とは、最上層の全通甲板からの高さをいう。

七 船船の「長さ」とび「幅」とは、該船の登録に係る証書に記載する長さ及び幅をいう。

八 水上航空機の「長さ」とび「幅」とは、該水上航空機の耐空證明に係る証書に記載する最大の長さ及び幅をいい、耐空證明に係る証書を受けていない場合は、現に測定した最大の長さ及び幅をい。

九 「視認される」とは、燈火に開

して用いる場合には、大気が清澄な暗夜において見えることをいう。

十 「短音」とは、約一秒間継続する吹鳴をいう。

十一 「長音」とは、四秒から六秒までの時間継続する吹鳴をいう。

十二 「汽笛」とは、サイレンを含むものとする。

十三 「トン」とは、総積量を表わすトンをいう。

十四 「マスト燈（前燈及び側燈）

十五 「トーン」とは、汽笛を含むものとする。

十六 「マスト」

十七 「燈火、形象物等

十八 「前燈及び側燈」

十九 「前部マスト」

二十 「前部マストのないときは船舶の前部に、明りよかな白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンバスの二十点（一百二十五度）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正船首方向から各げん正横後二点（百十二度三十分）まで各十点（百十二度三十分）までの各二点（二十二度三十分）までの各十点（百十二度三十分）までの各二点（二十二度三十分）の間を照らすよう

に装置され、且つ、少くとも二点（二十二度三十分）の間を照らすよう

方に置き、前方の燈火の位置は、後方の燈火の位置から少くとも四・五七メートル下方とし、且つ、両燈間の水平距離は、その垂直距離の三倍以上でなければならない。

十一 「前二号のげん燈」には、その前に出した内側隔板を設置し、右げん燈は左げん側から、左げん燈は右げん側から見えないようにしなければならない。

十二 「汽笛」は、サイレンを含むものとする。

十三 「トーン」は、総積量を表わすトンをいう。

十四 「マスト」

十五 「燈火、形象物等

十六 「前燈及び側燈」

十七 「前部マスト」

十八 「前部マストのないときは船舶の前部に、明りよかな白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンバスの二十点（一百二十五度）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正船首方向から各げん正横後二点（百十二度三十分）まで各十点（百十二度三十分）までの各二点（二十二度三十分）の間を照らすよう

に装置され、且つ、少くとも二点（二十二度三十分）の間を照らすよう

海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならぬ。

六 前二号のげん燈には、その前に少くとも〇・九一メートル突

に少くとも〇・九一メートル突出した内側隔板を設置し、右げん燈は左げん側から、左げん燈は右げん側から見えないようにしなければならない。

七 水上航空機の航行中における燈火の表示については、左の各号によ

る。

一 水上航空機の前部で機軸線の上方の最も見えやすい場所に、

明りよかな白燈一個を掲げなければならぬ。この燈火は、コンバスの二百二十度にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から各げん正横後二十度までの各百十度の間を照らすように装置され、且つ、少くとも三海里離れた所から視認される性能を有するものがなければならない。

二 水上航空機の前部で機軸線の上方の最も見えやすい場所に、明りよかな白燈一個を掲げなければならぬ。この燈火は、コンバスの二百二十度にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から右げん側から各げん正横後二十度の間を照らすよう

に装置され、且つ、少くとも三海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

三 左翼端に紅燈一個を掲げなければならぬ。この燈火は、コンバスの百十度にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から左げん側から各げん正横後二十度の間を照らすよう

に装置され、且つ、少くとも三海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

四 左翼端に紅燈一個を掲げなければならぬ。この燈火は、コンバスの百十度にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から左げん側から各げん正横後二十度の間を照らすよう

に装置され、且つ、少くとも三海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

五 左翼端に紅燈一個を掲げなければならぬ。この燈火は、コンバスの十点（百十二度三十分）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から左げん側から各げん正横後二十度の間を照らすよう

に装置され、且つ、少くとも三海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

六 左翼端に紅燈一個を掲げなければならぬ。この燈火は、コンバスの十点（百十二度三十分）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から左げん側から各げん正横後二十度の間を照らすよう

に装置され、且つ、少くとも三海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

七 左翼端に紅燈一個を掲げなければならぬ。この燈火は、コンバスの十点（百十二度三十分）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から左げん側から各げん正横後二十度の間を照らすよう

に装置され、且つ、少くとも三海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

八 左翼端に紅燈一個を掲げなければならぬ。この燈火は、コンバスの十点（百十二度三十分）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から左げん側から各げん正横後二十度の間を照らすよう

に装置され、且つ、少くとも三海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

九 左翼端に紅燈一個を掲げなければならぬ。この燈火は、コンバスの十点（百十二度三十分）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から左げん側から各げん正横後二十度の間を照らすよう

に装置され、且つ、少くとも三海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

十 左翼端に紅燈一個を掲げなければならぬ。この燈火は、コンバスの十点（百十二度三十分）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から左げん側から各げん正横後二十度の間を照らすよう

に装置され、且つ、少くとも三海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

十一 左翼端に紅燈一個を掲げなければならぬ。この燈火は、コンバスの十点（百十二度三十分）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から左げん側から各げん正横後二十度の間を照らすよう

に装置され、且つ、少くとも三海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

横後二十度の間を照らすよう  
に装置され、且つ、少くとも二海  
里離れた所から視認される性能  
を有するものでなければならぬ  
い。

## (引き船等の燈火)

第三条 動力船は、航行中、他の船  
舶又は水上航空機を引き、又は押  
している場合は、前条第一項第一  
号の燈火を掲げないで、明りよう  
な白燈一個を一・八三メートル以  
上隔てて垂直線上に連掲しなけ  
ればならない。また、引かれて  
いる船舶又は水上航空機が二以  
上であつて、その最後部のものの  
船尾又は機尾と引いてる船舶の  
船尾との距離が百八十三メートル  
以上方又は下方一・八三メートルの  
位置に、明りような白燈一個を増  
掲しなければならない。これらの  
すべての白燈は、前条第一項第一  
号の燈火と同一の構造及び性能で  
なければならない。同号の燈火をそ  
增掲した燈火は、船体上四・二七  
メートル以上の高さの位置に掲げ  
なければならない。但し、一本マ  
ストの船舶は、これらの燈火をそ  
のマストに掲げることができる。

2 他の船舶又は水上航空機を引  
ている航行中の動力船は、第十条  
の船尾燈に代えて、引かれている  
ものの操だの目標として、小形の  
白燈一個を煙突又は後部マストの  
後に正横の前方から見えないように  
に掲げることができる。

3 水上航空機は、航行中、他の水  
上航空機又は船舶を引いている場  
合は、前条第二項の燈火を掲げる  
外、同項第一号の白燈と同一の構  
造及び性能を有する燈火一個をそ  
の上方又は下方に少くとも一・八  
三メートル隔てて垂直線上に掲げ  
なければならない。
(運転不自由船等の燈火及び形象  
物)

第四条 運転が自由でない状態にあ  
る航行中の船舶は、最も見えやす  
い場所に、夜間は、少くとも二海  
里離れた周囲から視認される性能  
を有する紅燈二個を、昼間は、直  
線に連掲しなければならない。

4 前三项の船舶又は水上航空機  
は、対水速力を有しない場合は、  
三項第一号及び第二号の燈火を掲げ  
なければならない。

5 船舶又は水上航空機は、他の船  
舶又は水上航空機が第一項から第  
三項までに規定する燈火又は形象  
物を掲げる場合は、その燈火又は  
形象物は、これを掲げる船舶又は  
水上航空機が航行中であつて、運  
輸が自由でない状態にある航  
行中の水上航空機は、最も見えや  
い場所に、夜間は、少くとも一  
海里離れた周囲から視認される性  
能を有する紅燈二個を、昼間は、

ら視認される性能を有し、その中  
央の一個が白色、上下の二個が紅  
色である三個の燈火を、昼間は、  
上下の二個が紅色の球形であ  
る三個の形象物をそれぞれ一・八  
三メートル隔てて垂直線上に

3メートル以上隔てて垂直線上に  
連掲しなければならない。

6 船首方向に押されている航行中  
の船舶は、第二条第一項第四号及  
び第五号のげん燈のみを各げんの  
前端に掲げ、且つ、これらの燈火  
には、同項第六号の内側隔壁を装  
置しなければならない。但し、二  
隻以上の船舶が一団となつて船首  
方向に押されている場合は、これ  
らの船舶は、本文の規定の適用に  
ついては、一隻の船舶とみなす。

7 船舶の前部の最も見えやすい  
場所でげん燈上一・七五メート  
ル以上の高さの位置に、第二条第  
一項第一号に規定する構造及び  
装置を有し、且つ、少くとも三  
海里離れた所から視認される性  
能を有する明りよろな白燈一個  
を掲げなければならない。

8

2 第二条第一項第四号及び第五  
号に規定する構造及び装置を有  
し、且つ、少くとも一海里離れ  
た所から視認される性能を有す  
るげん燈を掲げ、又は前号の白  
燈から一・九一メートル以上下  
方の位置に、緑紅の両色燈一個  
を、その緑色若しくは紅色の射  
光がそれぞれ正船首方向から右  
げん若しくは左げん正横後二点  
(二十二度三十分)の間を照らす  
ように掲げなければならない。

9 航洋船に積載されるような小形  
の動力船は、前項第一号の規定に  
かかるらず、同号の白燈をげん燈  
上二・七五メートル未満の高さの  
位置に掲げることができる。但  
し、この位置は、同項第二号の燈  
火より高い位置でなければなら  
ねばならない。

10

3 水底電線若しくは航路標識の敷  
設若しくは引揚、測量又は水中作  
業をしている船舶は、航行中、作  
業の性質上接近してくる船舶の進  
路を避けることができない場合  
は、最も見えやすい場所に、夜間  
は、少くとも二海里離れた周囲か  
に掲げることができる。

4 引かれてる航行中の船舶が二  
隻以上ある場合は、その最後部の  
船舶以外の船舶は、第十条の船  
尾燈に代えて、第三条第二項の小形  
の白燈を掲げてはならない。

5 引かれてる航行中の船舶が二  
隻以上ある場合は、その最後部の  
船舶以外の船舶は、第十条の船  
尾燈に代えて、第三条第二項の小形  
の白燈を掲げてはならない。

6 引かれてる航行中の船舶が二  
隻以上ある場合は、その最後部の  
船舶以外の船舶は、第十条の船  
尾燈に代えて、第三条第二項の小形  
の白燈を掲げてはならない。

7 第七条 四十トン未満の動力船又は  
二十トン未満のろくい若しくは帆  
船用いてる船舶(小形ろくい舟を  
除く)は最も見えやすい場所に、  
少くとも一海里離れた所から視

る。白燈一個を掲げることができ  
る。

8

9

認される性能を有する緑紅の両色燈一個を、その緑色又は紅色の射光が光がそれぞれ左げん側又は右げん側から見えないように、短い間隔ばならない。但し、この燈火を掲げなければならない。但し、この燈火を掲げることができない場合は、これを直ちに使用できるように備えておき、衝突を防ぐために十分な時間、その緑色又は紅色の射光がそれぞれ左げん側又は右げん側から見えないように示すことをもつて足りる。

5 小形ろかい舟は、ろかいを用いていると帆を用いているとにかくわらず、白色の携帯電燈又は点火した白燈のみを手近かに備えておき、衝突を防ぐために十分な時間、これを示さなければならぬ。

6 第一項に規定する船舶は、第四条第一項及び第十一項第五項の燈火又は形象物を掲げることを要しない。

#### (水先船の燈火)

第八条 水先船がバイロット・ステーションにおいて水先業務に従事している場合であつて、停泊していなければ、その燈火の表示については、左の各号による。

の場合は、左の各号以外の燈火を表示してはならない。

一 マストの最上部に少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈一個を掲げ、且つ、十分間をこえない間隔で炎火一個又は数個を示さなければならぬ。

二 他の船舶と間近かに接近するときは、点火しておいたげん燈

を、その緑色又は紅色の射光がそれぞれ左げん側又は右げん側から見えないように、短い間隔で示さなければならぬ。

三 他の船舶に水先人を乗船させるためにその船舶に横付けしなければならない水先帆船にあつては、第一号の白燈をマストの最上部に掲げる代りにこれを示し、且つ、前号のげん燈に代えて、緑紅の両色燈を手近かに備えておき、これを同号に規定するところに準じて使用することができる。

2 水先動力船は、バイロット・ステーションにおいて水先業務に従事している場合であつて、停泊していなければ、前項第一号の白燈及び炎火を同号の規定に準じて表示する外、この白燈の下方二・四〇メートルの位置に少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有する紅燈一個を掲げ、且つ、航行中の船舶が掲げることを要する燈火のうちげん燈のみを掲げなければならぬ。但し、炎火の代りに断続的に周囲を照らす明りのような白燈一個を用いることができる。

3 水先船は、バイロット・ステーションにおいて水先業務に従事している場合であつて、停泊しているときは、第十一項の停泊燈を掲げる外、帆船にあつては第一項、動力船にあつては前項に規定する燈(げん燈)を除く(及び炎火をそれぞれ表示しなければならない。

4 水先船は、バイロット・ステーションにおいて水先業務に従事しておいたげん燈を除く(及び炎火をそれぞれ表示しなければならない。

ていない場合は、停泊しているといないにかかわらず、その種類又はトン数と同一の種類又はトン数の他の船舶が掲げる燈火と同一の燈火を掲げなければならない。

第五条 網又はなわを用いて漁ろうをする漁船は、漁ろうをしていない場合は、その種類又はトン数の他の船舶が表示する燈火又は形象物と同一の燈火又は形象物を表示しなければならない。また、漁ろうをしていない場合は、本条に規定する燈火又は形象物の表示のみをしなければならない。また、漁ろうをしていない場合は、別に定める場合を除き、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならぬ。また、これらの燈火又は形象物は、別に定める場合を除き、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならぬ。

第六条 網又はなわを用いて漁ろうをしておいたげん燈を除く)又はなわ(引きなわを除く)を用いて漁ろうをする漁船は、そのトン数と同一のトン数の他の動力船又は帆船が航行中表示する燈火と同一の燈火を表示しなければならない。

第七条 網(底びき網を除く)又はなわ(引きなわを除く)を用いて漁ろうをしておいたげん燈で、これと網又はなわの端との水平距離が百五十メートル以下であるものは、停泊していない場合は、最も見えやすい場所に周囲を照らす白燈一個を掲げ、且つ、他の船舶と接近するときは、その白燈の少くとも一・八三メートル下方の位置から網又はなわが結びつけられていた方向に水平線上少くとも三・〇五メートル(小形無甲板舟

にあつては、一・八三メートル)を隔てた位置に、更に白燈一個を掲げなければならない。昼間は、最も見やすい場所に、漁ろうをしておいたげん燈を除く)を用いて漁ろうをする漁船で、これと網又はなわの端との水平距離が百五十メートル以下である場合は、停泊三メートルをえるものは、停泊三メートルを除く)を用いて漁ろうをする漁船で、これと網又はなわの端との水平距離が百五十メートル以下の下方一・八三メートルから三・六五メートルまでの位置に、周囲を完全に照らす明らかな白燈一個を掲げ、且つ、第十一条第一項の船尾燈を掲げなければならない。

4 網(底びき網を除く)又はなわ(引きなわを除く)を用いて漁ろうをしておいたげん燈を除く)を用いて漁ろうをする漁船で、これと網又はなわの端との水平距離が百五十メートル以下の下方一・八三メートルから三・六五メートルまでの位置に、周囲を完全に照らす明らかな白燈一個を掲げ、且つ、第十一条第一項の船尾燈を掲げなければならない。

5 帆船にあつては、夜間は、周囲を完全に照らす明りような白燈三個を一辺が〇・九一メートル以上の三角形でその面が垂直なものになるよう掲げ、且つ、対水速力を有するときは第二条第一項、第五条第一項又は第七条第二項のげん燈を掲げなければならず、昼間は、船舶の前部においてできる限り船首方に近い場所で手すり上三・〇五メートル以上の高さの位置にかご一個を、最も見えやすい場所にその頂点を上にして第十四条の黒色の円すい形象物一個をそれぞれ掲げなければならない。

6 底びき網(けた網)その他の海底又はその附近を引くために用いる漁具をいう)を用いて漁ろうをしておいたげん燈を除く)又はなわ(引きなわを除く)を用いて漁ろうをしておいたげん燈で、これと網又はなわの端との水平距離が百五十メートル以下であるものは、停泊していない場合は、最も見えやすい場所に周囲を照らす白燈一個を掲げ、且つ、他の船舶と接近する他の船舶の注意を喚起するため必要がある場合は、炎火を示すことができる。

7 網又はなわを用いて漁ろうをしておいたげん燈を除く)又はなわ(引きなわを除く)を用いて漁ろうをしておいたげん燈は、第十一条第一項又は、夜間は、第十二条第一項又は第二項の停泊燈を掲げ、且つ、他の船舶が接近してくるときは、前部の停泊燈から少くとも一・八三メートル下方の位置から漁具の方に水平線上少くとも三・〇五メートルを隔てた位置に、更に白

間は、第十一項第三項の黒球を掲げ、且つ、他の船舶が接近してくるときは、かご一個を黒球と網又はなわを結んだ線上に掲げなければならない。

8 網又はなわを用いて漁ろうをしている漁船は、漁具が岩その他の障害物にからみついた場合は、昼間は、第三項、第四項、第五項第三号又は前項に規定するかごを掲げないで第十一項第三項の黒球を掲げなければならず、夜間は、同条第一項又は第二項の燈火を掲げなければならない。この場合において、霧、もや、降雪、暴雨その他これらと同様に視界が制限される状態にあるとき、又は他の船舶が間近かに接近てくるときは、昼間であると夜間であるとにかくらず、更に第十五項第三項第五号に規定する音響信号を行わなければならぬ。

## (船尾燈及び機尾燈)

第十一条 航行中の船舶は、船尾においてできる限り、燈と同一の位置に白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンバースの十二点(百三十五度)にわたる水平の弧を完全に照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた周囲から視認される性能を有するものでなければならぬ。

2 小形の船舶は、荒天又はその他やむを得ない事由により前項の船尾燈を掲げることができない場合

合は、白色の埠帶電燈又は点火した白燈を直ちに使用できるよう手近かに備えておき、追い越し船が接近してくるときは、衝突を防ぐために十分な時間、これを示さなければならない。

3 航行中の水上航空機は、機尾に白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンバースの百四十度にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機尾方向から各々七十度の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならぬ。

4 水底電線若しくは航路標識の敷設若しくは引揚、測量又は水中作業をしている船舶は、停泊している場合は、前三項の燈火又は形象物の外、第四項第三項の燈火又は形象物を掲げなければならない。

5 船舶は、乗り揚げている場合は、夜間は、第一項又は第二項の燈火及び第四項第一項の燈火を掲げなければならない。昼間は、最も見えやすい場所に、直径〇・六一メートル以上の黒球三個を一・八三メートル以上離れて垂直線上に連掲しなければならない。

6 長さ四十五・七五メートル未満の水上航空機は、停泊している場合は、最も見えやすい場所に、少くとも二海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈一個を掲げなければならない。

7 長さ四十五・七五メートル以上の水上航空機は、停泊している場合は、その前部及び後部で最も見えやすい場所に、少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈各一個を掲げなければならない。

8 水上航空機は、停泊している場合は、前二項の燈火を掲げなければならず、且つ、周囲を照らす二個を少くとも〇・九一メートル以上的黒球一個を掲げなければならない。

(注意喚起信号)

第十二条 船舶又は水上航空機は、注意を喚起するために必要がある場合は、この法律に規定する燈火の外、炎火を示し、又はこの法律に規定する信号と誤認されない爆発音その他の有効な音響による信号を発することができる。

(軍艦等の燈火及び形象物の特別規則)

第十三条 この法律の規定は、軍艦、護送されて航行している船舶又は水上航空機が二以上である場合に、これらの船舶又は水上航空機に増掲する位置燈及び信号燈について各國の政府が特に定めた規則の施行を妨げるものではなく、また、船舶所有者が、その船舶の属する國の政府の許可を受け、且つ登録及び公告をされた識別信号を使用することを妨げるものではない。

2 この法律の規定は、海軍その他の軍の船舶又は水上航空機であつて特殊の構造又は目的を有するものについて、燈火又は形象物の數量、位置、視認距離又は視認範囲に關するこの法律の規定に従うときは、當該船舶又は水上航空機の軍事機能が害されるとその國の政府が認める場合において、當該船舶又は水上航空機の燈火又は形象物の數量、位置、視認距離又は視認範囲についてその國の政府がこの法律の規定に従じて定めた特別の規則の施行を妨げるものではない。

二 航行中の動力船は、対水速力を有する場合、二分間をこえないと間隔で長音を一回鳴らさなければならない。

二 航行中の動力船は、対水速力を有する場合は、二分間をこえないと間隔で長音を一回鳴らさなければならない。

を有しない場合は、一分間をこえない間隔で長音を二回鳴らさなければならない。この二回の長音の間隔は、約一秒間とする。

三、航行中の帆船は、一分間をこない間隔で、右げん開きのときには連続した二回の吹鳴、正横後から風を受けるときは連続した三回の吹鳴を行わなければならぬ。

四、停泊している船舶は、一分間にこえない間隔で約五秒間急速に号鐘を鳴らさなければならず、且つ、長さ百六・七五メートルをこえる船舶があつては、これを前部において行う外、後部において、この号鐘と混同しない音調を有するどらその他の船舶を一分間をこえない間隔で約五秒間鳴らさなければならぬ。また、接近してくる他の船舶に対しても、自船の位置及び衝突の可能性を警告する必要がある場合は、前段の信号の外、連続した短音、長音及び短音を鳴らすことができる。

五、他の船舶若しくは水上航空機を引いている船舶、水底電線若しくは航路標識の敷設若しくは引揚をしてくる他の船舶、運転が自由でない状態にあるため接近してくる他の船舶の進路を避けることができない船舶又はこの法律の規定に従つて移動することができない船舶は、航行中、第一号から第三号までの信号の代りに、一分間をこえない間隔

で、連続した長音、短音及び短音を鳴らさなければならない。

(第六条 引かれている航行中の船舶)

(二隻以上あるときは、最後部の船舶)に乗組員がいる場合は、当該船舶は、一分間をこえない間隔で、連続した長音、短音、短音及び短音を鳴らさなければならない。この信号は、できる限り引いている船舶の行う信号の直後に行わなければならぬ。

七、乗り揚げている船舶は、第四号前段に規定する信号を鳴らし、且つ、この信号の直前及び直後に号鐘を明確に三回、点打しなければならない。また、接近してくる他の船舶に対しても、自船の位置及び衝突の可能性を警告する必要がある場合は、前段の信号の外、連続した短音、長音及び短音を鳴らすことができる。

八、二十トン未満の船舶は、前各号の信号を行うことを要しない場合は、一分間をこえない間隔で他の有効な音響による信号を行わなければならない。

九、二十トン以上の漁ろうをしてゐる漁船は、一分間をこえない間隔で、一回吹鳴し、これに続いて号鐘を鳴らさなければならぬ。但し、これらの中信号を行わない場合は、一分間をこえない間隔で他に有効な音響による信号を行わなければならない。

一、この章の規定を履行するに当つては、すべての動作は、十分余裕のある時期に、適当な船舶の運用方法によりたらわざに行わなければならない。

二、衝突のおそれがあるかどうかを接近してくる他の船舶のコンパス方位を慎重に見守ることによつて確かめる場合において、当該コンパス方位に明確な変更が認められないときは、衝突のおそれがあるものと判断しなければならない。

三、船員は、水上航空機が、離水若しくは着水する最後の段階に入つた場合は又は不利な天氣において移動中、危険が迫った場合は、その予定の動作を変えることがで

きないことがあることに注意しなければならない。

(帆船の航法)

第十六条 船舶又は水上において移動(離水のための滑走及び着水直後の滑走を除く)をしている水上航空機は、霧、もや、降雪、暴雨その他これらと同様に視界が制限される状態にある場合は、その時の状況に十分注意し、適度の速力で進行しなければならない。

第十七条 二隻の帆船が互に接近し、衝突のおそれがある場合は、その航法については、左の各号による。

一、一杯開きでない船舶は、一杯開きでない二隻の船舶の進路を避けなければならない。

二、左げん一杯開きの船舶は、右げん一杯開きでない二隻の船舶の進路を避けなければならない。

三、一杯開きでない二隻の船舶が風を受けるが、異なるときは、左げんに風を受ける船舶は、右げんに風を受ける船舶の進路を避けなければならない。

四、一杯開きでない二隻の船舶が風を受けるが、同じであるときは、風上の船舶は、風下の船舶の進路を避けなければならない。

五、船尾に風を受ける船舶は、他の船舶の進路を避けなければならない。

(行き会い船の航法等)

第十八条 二隻の動力船が、互に進路を横切る場合であつて、衝突のおそれがあるときは、他の船舶を右げん側に見る船舶は、他の船舶の進路を避けなければならない。

(横切り船の航法)

第十九条 二隻の動力船が、互に進路を横切る場合であつて、衝突のおそれがあるときは、他の船舶を右げん側に見る船舶は、他の船舶の進路を避けなければならない。

(動力船と帆船との接近する場合の航法等)

第二十条 動力船と帆船とが互に衝突のおそれがある方向に進行する場合は、動力船は、第二十四条及び第二十六条に規定する場合を除き、帆船の進路を避けなければならない。

二十一 水上航空機は、第一号から第七号までの規定に準じて信号を行ひ、又は一分間をこえない間隔で、一分間をこえない間隔で信号を行ふことができる限り、直線又はほとんど一直線に見る場合は、

合、夜間においては、互に他の船舶の両側のげん燈を見る場合とし、昼夜において、他の船舶が自船の紅色のげん燈に対する場合、白船の緑色のげん燈に対する場合、白船の緑色のげん燈が他の船舶の緑色のげん燈に対する場合、自船の船首方向に他の船舶の緑色のげん燈を見ないでその紅色のげん燈を見れる場合、自船の船首方向以外の方向に見る場合は、各船舶が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合としない。

船の両側のげん燈を見る場合とし、昼夜において、他の船舶が自船の針路を横切つて自船の船首方



味に用いるものとする。

**附則**

1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

2 海上衝突予防法（明治二十五年法律第五号）は、廃止する。

3 港則法の一部を次のように改正する。

第二十条 削除 第二十七条を次のように改める。

第二十一条 削除 第二十七条を次のように改める。

第二十二条 削除 第二十七条を次のように改める。

第二十三条 削除 第二十七条を次のように改める。

第二十四条 削除 第二十七条を次のように改める。

第二十五条 削除 第二十七条を次のように改める。

第二十六条 削除 第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除 第二十七条を次のように改める。

第二十八条 削除 第二十七条を次のように改める。

第二十九条 削除 第二十七条を次のように改める。

第三十条 削除 第二十七条を次のように改める。

第三十一条 削除 第二十七条を次のように改める。

第三十二条 削除 第二十七条を次のように改める。

第三十三条 削除 第二十七条を次のように改める。

第三十四条 削除 第二十七条を次のように改める。

第三十五条 削除 第二十七条を次のように改める。

第三十六条 削除 第二十七条を次のように改める。

第三十一条中「海上衝突予防法ハ第二十七条ノ規定ノ施行ノ日百三十一号」の一部を次のように改正する。  
**5 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）**の一部を次のように改正する。  
 第六十四条中「若しくは水上にて泊して」を削り、同条に次の但書を加える。  
 但し、水上にある場合については、海上衝突予防法（昭和二十八年法律第二百三十一号）の定めるところによる。  
 第八十三条に次の但書を加える。  
 但し、水上にある場合については、海上衝突予防法（昭和二十八年法律第二百三十一号）の定めるところによる。  
 第八十三条に次の但書を加える。  
 但し、水上に燃火を表示しておかなければならぬ。  
 第二十八条、第三十条の二第一項及び第三十条の三中「汽笛又は汽角」を「汽笛又はサイレン」に改める。  
 第三十条の二第一項中「長音五発を」を「長音（海上衝突予防法第一号の長音をいう。）」を定並びに」を削る。  
 ○前田穰君 只今議題となりました海上衝突予防法案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。  
 この法案は、一九四八年ロンドンにおいて開催されました海上における人の命の安全のための国際会議におきまして採択されました国際海上衝突予防法と同様、本法の適用を受ける。又適用しても船舶の構造上も運航上も支障はない」と答弁いたしました。その他の詳細は速記録について御承知をお願いいたします。

かくて討論に入りましたところ、一委員より、「この法案は国際規則に基づくものではあるが、日本語としては意味不明瞭で理解しがたい点が少くない。併しながら国際的関係もあるのであります。これに対し政府委員は、「この思われるが、船主に經濟的負担を課すことについてはすでに船舶安全法に基くことにより、船舶によつては新しく施設することを要するものがあることと改める。」とおもね実施され

る」との意

する場合は十分留意せられたい」との意見が述べられました。又一委員より、「この法案は、保安庁船舶についても特則によらないで、一般船舶と同様に適用されることとなるが、現実の問題としてこの点の妥当性については疑問がござります。」と答弁いたしました。

「この法案は、保安庁船舶についても特則によらないで、一般船舶と同様に適用されることとなるが、現実の問題としてこの点の妥当性については疑問がござります。」と答弁いたしました。

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔審査報告書は都合により附録に提出されます。先ず委員長の報告を求めます。外務委員長佐藤尚武君。〕

〔審査報告書は都合により附録に提出されます。先ず委員長の報告を求めます。外務委員長佐藤尚武君。〕

〔審査報告書は都合により附録に提出されます。先ず委員長の報告を求めます。外務委員長佐藤尚武君。〕

〔審査報告書は都合により附録に提出されます。先ず委員長の報告を求めます。外務委員長佐藤尚武君。〕

〔審査報告書は都合により附録に提出されます。先ず委員長の報告を求めます。外務委員長佐藤尚武君。〕

〔審査報告書は都合により附録に提出されます。先ず委員長の報告求めます。外務委員長佐藤尚武君。〕

又はその退去強制等の処分の執行に關し當該國の官憲に協力する必要があると認めるもの（以下「帰國者」といふ）について、船員法（昭和二十一年法律第二百号）第四十七条规定する場合を除く外、領事官がその帰國のため請すべき措置等を定めることとする。

#### （船長に対する送還命令）

第二条 領事官は、帰國者が船舶（船員法第一条规定する船舶をいう。以下同じ。）により帰國する場合には、当該船舶に乗り組む船長に対し、帰國者の本邦までの送還を命ずることができる。

第三条 領事官は、前条の規定により船長に対し帰國者の送還を命ずることができる場合には、帰國者に対する外務大臣の承認を経て、その帰國のため必要な旅費（以下「帰國費」といふ）を貸し付けることができる。

2 前項の規定により帰國費の貸付を受けようとする帰國者は、政令で定めるところにより、領事官に對し、帰國費の貸付を申請しなければならない。

3 第一項の規定において帰國費とは、領事官の駐在する國から本邦までの船賃、航空賃、鐵道賃、車賃並びに旅行中必要と認められる宿泊料及び食費で、帰國者が帰國するため必要な最低限度のものを

いい、當該國から帰國のため出発するまでの間において帰國者の生活又は医療處置のため必要があると認められる場合にあつては、帰國者のその間における生活費又は緊急を要する医療處置のため必要な最低限度の費用を含むものとする。

#### （帰郷費の貸付）

第四条 厚生大臣は、帰國者に対し、その帰國の際、政令で定めるところにより、その帰郷のため必要な旅費（以下「帰郷費」といふ）を貸し付けることができる。

（帰郷費及び帰郷費に対する利息）

第五条 第三条第一項の規定により貸し付ける帰郷費及び前条の規定により貸し付ける帰郷費には、利息を附さないことができる。

（帰郷費、送還費及び帰郷費の償還）

第六条 第三条の規定により帰郷費の貸付を受けた帰國者は、帰國後すみやかに、その貸付を受けた帰国費を外務大臣に償還しなければならない。

2 第二条の規定により本邦に送還された帰國者は、帰國後すみやかに、その送還を要した費用（以下「送還費」といふ。）を、当該船舶の船舶所有者（船員法の適用を受けた船舶所有者をいう。以下同じ。）に償還しなければならない。

3 第四条の規定により帰郷費の貸付を受けた船舶所有者は、政令で定めるところにより、外務大臣は、その船員の職務に関する法律（明治三十一年法律第七十号）は、廃止する。

2 租税債権及び貸付金債権以外の國の債権の整理に関する法律（昭和十六年法律第二百九十七号）第三

付を受けた帰國者は、帰郷後すみやかに、その貸付を受けた帰郷費を厚生大臣に償還しなければならない。

3 第四条第一項及び第五項から第七条までの規定は、前項の規定により定期貸付債権又は子供扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。）は、その帰郷費、償還費又は帰郷費のうち償還されなかつた部分を償還しなければならぬ。

4 帰國者が帰郷費、送還費又は帰郷費の全部又は一部を償還することができるときは、その帰國者又は帰郷費のうち償還されなかつた金額の限度において、船舶所有者に代位するものとする。

5 前項に規定する場合には、外務大臣、船舶所有者又は厚生大臣は、帰國者の扶養義務者中の何人に対しても、それぞれ帰郷費、送還費又は帰郷費の償還の請求をすることができる。

6 前項の規定は、第四項の規定により帰郷費、送還費又は帰郷費を償還した扶養義務者か、民法第八百七十八条及び第八百七十九条の規定により扶養の義務を履行すべき者に対する請求をすらものではない。

7 外務大臣は、船舶所有者が第二項、第四項及び第五項の規定によつた場合において、外務大臣又は厚生大臣は、帰國者又はその扶養義務者が無資力のため、帰國費若しくは送還費又は帰郷費を償還することが著しく困難であると認めるときは、それぞれ当該帰國費若しくは送還費又は帰郷費の債権請求権を、分割して定期に返済させる貸付金債権（以下「定期貸付金債権」といふ。）又はそれらの者の資力が回復した時に返済させる貸付金債権（以下「不定期貸付金債権」といふ。）とすることができる。

8 外務大臣は、前項の規定により、附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 領事官の職務に関する法律（明治三十一年法律第七十号）は、廃止する。

3 船員法の一部を次のように改訂する。

4 第十七条第二項を削る。

5 「審査報告書は都合により附録に掲載」

6 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

7 よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月七日

衆議院議長 堀 康次郎

參議院議長 河井彌八郎

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

第一条 在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

表中「在南アフリカ連邦日本国公使館」を

南アフリカ連邦 ブレトリア

南アフリカ連邦 ブレトリア

在南アフリカ連邦日本国公使館

在キューバ日本国公使館

在コスタ・リカ日本国公使館

在パナマ日本国公使館

在ボリビア日本国公使館

在イラン日本国公使館

在オーストリア日本国公使館

在ルクセンブルグ日本国公使館

在リマ日本国領事館

在ベレーン日本国領事館

在ダッカ日本国領事館

在ナイロビ日本国領事館

在ラゴス日本国領事館

ペルー リマ  
ペルーリマ  
ペラジルペレーン  
ペキスタンダッカ  
英領ケニアナイロビ  
英領ナイジニアラゴス

に改め

める。

(在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「俸給、年末手当」を「俸給、期末手当」に改め、同条第一項中「俸給」の下に「及び期末手当」を加え、同条第四項を削る。

第三条及び第四条中「年末手当、」を削る。

附則に次の二項を加える。

5 昭和二十八年度に限り、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第号)施行の日に在職する大使及び公使に対しては、第一条の規定によ

り大使及び公使に支給する期末手当のうち六月十五日に支給すべき期末手当に相当するものを同法施行の日から五日以内に支給する。

6 一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項の規定は、前項の期末手当の額について準用する。この場合において、同項中「それぞれその支給日」又は「支給日」とあるのは「在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第号)施行の日」と、「職員」とあるのは「大使及び公使」と、「俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額」とあるのは「俸給月額」と読み替えるものとする。

別表公使館の項中

南アフリカ連邦	111100	811100	711100	611100	511100	411100
南アフリカ連邦						
キューバ						
コスタ・リカ						
パナマ						
エネズエラ						
カラカス						
ボリビア						
ラ・パス						
iran						
テヘラン						
オーストリア						
ウイーン						
ルクセンブルグ						
ルクセンブルグ						

■ 111100 811100 711100 611100 511100 411100

南アフリカ連邦	111100	811100	711100	611100	511100	411100
南アフリカ連邦						
キューバ						
コ스타・リカ						
パナマ						
エネズエラ						
カラカス						
ボリビア						
ラ・パス						
iran						
テヘラン						
オーストリア						
ウイーン						
ルクセンブルグ						
ルクセンブルグ						

■ 111100 811100 711100 611100 511100 411100

に改め

同表領事館の項中

リ マ ハガリ セガリ 六九三 五九四 二九〇

リ	マ	ハガリ	セガリ	六九三	五九四	二九〇
ベ	レ	一	ン			
ダ	シ	カ				
ナ	イ	ロ	ビ			
ラ	ゴ	ス				

リ	マ	ハガリ	セガリ	六九三	五九四	二九〇
ベ	レ	一	ン			
ダ	シ	カ				
ナ	イ	ロ	ビ			
ラ	ゴ	ス				

リ	マ	ハガリ	セガリ	六九三	五九四	二九〇
ベ	レ	一	ン			
ダ	シ	カ				
ナ	イ	ロ	ビ			
ラ	ゴ	ス				

に改める。

(日本政府在外事務所設置法の一  
部改正)

第三条 日本国政府在外事務所設置法  
(昭和二十五年法律第二百五号)の一部  
を次のように改正する。

第一条中「及びその給与」を削  
る。

第二条の表を次のように改め  
る。

名	称	位	置
在マニラ日本 政府在外事務 所	フイリピン ニラ		

第六条から第十二条まで及び別  
表を削る。

## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行  
する。  
2 左に掲げる政令は、廃止する。  
3 在外公館増置令(昭和二十八  
年政令第三十六号)。

一 在外公館増置令(昭和二十八  
年政令第三十六号)。

昭和二十八年七月二十日 参議院会議録第一四号 国の援助等を必要とする帰國者に関する領事官の職務等に関する法律案外二件

## 「佐藤向武君登壇、拍手」

○佐藤向武君 只今議題となりました  
国の援助等を必要とする帰國者に関する  
領事官の職務等に関する法律案につ  
きまして、外務委員会における審議の  
経過と結果を御報告いたします。

この法律案は、領事官の駐在してい  
る地に在留する在外邦人が、困窮のた  
めに帰国を余儀なくされている場合、  
或いは在留する国の官憲によつて強制  
退去の処分を受けた場合に、それらの  
者が自己の負担で帰国できないとき  
に、領事官がその職務の一端として帰  
国を援助する措置を定めたものであります。

委員会は三回に亘つて本案を審議の  
上、七月十六日の委員会において原案  
の通り全会一致を以て可決した次第で  
あります。

第一は、増置予定十二館のうち、在  
バナマ、コスタリカ、ボリビア及び  
ルクセンブルグの各公使館は、それ  
ぞれ在メキシコ大使、在ベルーレ公使及  
び在ベルギー大使をして兼務せしめん  
とするものであります。第二は、在外  
公館に勤務する外務公務員の給与に関  
する法律の一部を改正するものであり  
ます。即ち、新設公館に勤務する外務

官務員の在勤権を定め、且つ特別職員  
の給与に関する法律の一部を改正する  
法律において整理漏れとなつております。  
政府の説明によりますと、平  
和条約の発効後、在外邦人で政府が援  
助の措置をとる必要があつた事例はす  
ぐに発生しており、例えばシンガポー  
ルで保護を受けた海難者七名の件は  
か、中共、ドイツ、スペイン、ラン  
ス、インド等よりも遙遠させ、例があ  
り、今後件数の増加が予想されるとの  
ことであります。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もな  
ければ、これより両案の採決をいたし  
ます。両案全部を問題に供します。両  
案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認め  
ます。よつて両案は全会一致を以て可  
決せられました。

議事の都合により、暫時休憩いたしました。

午前十一時六分休憩

午後一時二十三分開議

が、これより会議を開きます。

○鈴木亨弘君  
○議長(河井彌八君) 相馬君の動議に  
賛成いたします。  
只今の相馬君の動議に  
御異議ございませんか。

一、日程第五 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案  
一、日程第六 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた國家

この際  
諸員派遣の件についてお詫  
りいたします。去る十八日の和歌山県  
を中心として豪雨による被害状況を調

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて相馬君の動議は可決せられました。

査するため、被害地に四日間の日程を以て議員四名を派遣することとし、その派遣議員の指名は議長に一任せられ

次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。  
本日はこれにて散会いたします。

たないと存じます。これに御異議はござ  
ひませんか。

午後一時二十五分散会

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、水害状況調査のための派遣議員に、滝井治三郎君、島村軍次君、荒木正三郎君、赤松常吉君を指名いたします。

○本日の会議に付した事件

一、国会法第三十九条但書の規定による国会の議決に関する件（国立近代美術館評議員会評議員任命につき国会の議決を求めるの件）

一、公安審査委員会委員の任命に関する件

〔相馬助治君発言の許可を求む〕

## 一、運輸審議会委員の任命に関する件

○謙長(河井彌八君) 相馬助治君。  
○相馬助治君 私はこの際、水害の調

## 一、日程第一 公認会計士法の一部

査に関する動議を提出いたします。即ち、七月十八日の和歌山県を中心とし

## 一、日程第一 納稅時舊組合法の一 を改正する法律案

た豪雨による被害は誠に甚大なものがありますので、これに対する緊急対策

### 一部を改正する法律案

樹立に資するための調査を、九州地方の水害以後の水害の調査と共に、さき

## 改正する法律案

に設置せられた水害地緊急対策特別委

## 計法の一部を改正する法律案

一、日程第五 旧令による共済組合  
等からの年金受給者のための特別  
措置法及び國家公務員共済組合法  
の一部を改正する法律案

一、日程第六 昭和二十三年六月三十  
日以前に給付事由の生じた國家  
公務員共済組合法等の規定による  
年金の特別措置に関する法律案

一、日程第七 昭和二十七年度にお  
ける給与の改訂に伴う國家公務員  
共済組合法等の規定による年金の  
額の改定に関する法律案

一、日程第八 町村の警務維持に関する  
責任転移の時期の特例に関する  
法律案

一、日程第九 海上衝突予防法案

一、日程第十 国の援助等を必要と  
する帰国者に関する領事官の職務  
等に関する法律案

一、日程第十一 在外公館の名称及  
び位置を定める法律等の一部を改  
正する法律案

一、議員派遣の件

出席者は左の通り。

議員	議長	副議長
河野 謙三君	河井 猛八君	佐藤 尚武君
小林 武治君	小林 政夫君	雄三君
楠見 義男君	岸 良一君	
北 勝太郎君	上林 忠次君	
片桐 真吉君	柏木 康治君	

加賀山之雄君	井野 頑哉君	赤木 赤太君	奥 むめお君
山川 良一君	森 八三一君	村上 義一君	森田 義衛君
宮城タマヨ君	森 三浦辰雄君	壽口 三郎君	
前田 久吉君	林 了君	廣瀬 久忠君	
西田 隆男君	豊田 雅翠君	野田 俊作君	
田村 文吉君	島村 竹下	中山 福藏君	
軍夫君	高木 常夫君	土田國太郎君	
正夫君	島村 関根	横川 昌作君	
軍夫君	雨森 安井	高橋 道勇君	
常夫君	利雄君	木村 守江君	
久藏君	久藏君	高野 一夫君	
桂君	佐藤清一郎君	石井 桂君	
川口爲之助君	佐藤清一郎君	植竹 春彦君	
守江君	佐藤清一郎君	宮田 重文君	
守江君	佐藤清一郎君	森田 曹森君	
守江君	佐藤清一郎君	大矢半次郎君	
守江君	佐藤清一郎君	大谷繁君	
佐藤清一郎君	佐藤清一郎君	岡崎 真一君	
佐藤清一郎君	佐藤清一郎君	岡崎 真一君	
佐藤清一郎君	佐藤清一郎君	中川 幸平君	
佐藤清一郎君	佐藤清一郎君	左藤義詮君	
佐藤清一郎君	佐藤清一郎君	中川 以良君	
佐藤清一郎君	佐藤清一郎君	大屋晋三君	
佐藤清一郎君	佐藤清一郎君	小瀧彬君	
佐藤清一郎君	佐藤清一郎君	大谷亨君	
佐藤清一郎君	佐藤清一郎君	高橋喜一君	
佐藤清一郎君	佐藤清一郎君	宮澤喜一君	

横山	重政	フク君	西岡	ハル君
木内	四郎君	庸徳君	小澤久太郎君	
石村	幸作君	入交	藤野	繁雄君
永岡	太藏君	太藏君	秋山俊一郎君	
郡	祐一君	祐一君	松平	勇雄君
西川	甚五郎君	西川甚五郎君	上原	正吉君
徳川	頼貞君	徳川頼貞君	山本	米治君
平井	太郎君	平井太郎君	小野	義夫君
鳥津	忠彦君	鳥津忠彦君	藤田	進君
湯山	勇君	湯山勇君	川村	松助君
草葉	隆圓君	草葉隆圓君	大和	與一君
石坂	豊一君	石坂豊一君	小林	英三君
小松	正雄君	小松正雄君	黒川	武雄君
岡	三郎君	岡三郎君	岩沢	忠恭君
白井	勇君	白井勇君	河合	義一君
小酒井	義勇君	小酒井義勇君	龜田	得治君
江田	三郎君	江田三郎君	清澤	俊英君
久保	等君	久保等君	佐多	忠隆君
森崎	監君	森崎監君	小林	孝平君
矢嶋	三義君	矢嶋三義君	松澤	兼人君
森	芳夫君	森芳夫君	安部	半之子君
葵川	孝夫君	葵川孝夫君	岡田	宗司君
山田	節男君	山田節男君	藤原	道子君
千葉	信君	千葉信君	若木	勝藏君
山下	義信君	山下義信君	東	隆君
荒木	正三郎君	荒木正三郎君	松本	治朗君
内村	清次君	内村清次君	羽生	三七君
戸叶	一雄君	戸叶一雄君	太島	虎藏君
白川	武君	白川武君	赤松	常子君
石川	清一君	石川清一君	加藤	シヅエ君
最上	英子君	最上英子君		

三浦 薫男君	松永 義雄君
深川タマエ君	武藤 常介君
平林 太一君	八木 秀次君
村尾 重雄君	八木 幸吉君
千田 正君	相馬 助治君
堀木 錠三君	菊田 七平君
長谷部ひろ君	木村福八郎君
上條 愛一君	松浦 清一君
棚橋 小虎君	松原 一彦君
國務大臣	
外務大臣	岡崎 勝男君
國務大臣	緒方 竹虎君
國務大臣	大野木秀次郎君
政府委員	
法務政務次官	三浦寅之助君
大蔵政務次官	愛知 握一君

昭和二十八年七月二十日

參議院會議錄第二十四號

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

一部

(配送料共)十五円

發行所

東京都新宿区市谷本村町一五  
大藏省印刷局  
電話九段四三三一九〇〇〇  
郵便番号一九〇〇一五

三三六